

## 協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、環境部会の所管する事務事業について

協議項目 2 3 「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち、環境部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 1 0 日提出

前橋広域市町村合併協議会  
会長 萩 原 弥惣治

### 1 環境対策事業の取扱い

- ( 1 ) 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。
- ( 2 ) 新エネルギー導入事業については、宮城村の制度を適用する。  
ただし、補助額及び補助率については、別途検討する。

### 2 清掃事業の取扱い

- ( 1 ) ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。  
ただし、犬、猫等の動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。
- ( 2 ) ごみ処理手数料については、合併時までには制度を統一する。  
ただし、犬、猫等の動物の死体処理手数料については、前橋市の制度に統一する。
- ( 3 ) し尿収集については、現行のままとする。  
ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。
- ( 4 ) ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。

1 環境対策事業の取扱い  
 ( 1 ) 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法・群馬県的生活環境を保全する条例による規制</li> <li>・地域指定は全地域</li> <li>・(法) 特定工場等数 5 8 7 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 1 3 事業場</li> </ul>	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・左記同様</li> <li>・(法) 特定工場等数 1 0 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 3 事業場</li> </ul>	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・地域指定は国道 3 5 3 号線以南 (第 2 種区域)</li> <li>・(法) 特定工場等数 7 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 なし</li> </ul>	<p>騒音</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・地域指定は国道 3 5 3 号線以南 (第 2 種区域・第 3 種区域)</li> <li>・(法) 特定工場等数 7 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 なし</li> </ul>
<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動規制法・群馬県的生活環境を保全する条例による規制</li> <li>・地域指定は全地域</li> <li>・(法) 特定工場等数 2 7 5 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 1 5 5 事業場</li> </ul>	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・地域指定は全地域</li> <li>・(法) 特定工場等数 5 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 4 事業場</li> </ul>	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・地域指定は国道 3 5 3 号線以南 (第 1 種区域)</li> <li>・(法) 特定工場等数 1 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 2 事業場</li> </ul>	<p>振動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> <li>・地域指定は国道 3 5 3 号線以南 (第 1 種区域・第 2 種区域)</li> <li>・(法) 特定工場等数 4 事業場</li> <li>・(条例) 特定工場等数 1 事業場</li> </ul>
<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止法による規制</li> <li>・指定区域は市街化区域及び市街化調整区域の一部</li> </ul>	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制なし</li> <li>・指定区域なし</li> </ul>	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制なし</li> <li>・指定区域なし</li> </ul>	<p>悪臭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制なし</li> <li>・指定区域なし</li> </ul>
<p>特定建設作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動規制法、群馬県的生活環境を保全する条例による規制</li> </ul>	<p>特定建設作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> </ul>	<p>特定建設作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> </ul>	<p>特定建設作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記同様</li> </ul>

議案第 2 1 号参考資料

( 2 ) 新エネルギー導入事業			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
制度なし	制度なし	<p>住宅用太陽光発電システム設置事業(平成13年4月1日施行)</p> <p>地球温暖化防止及び新エネルギーの普及を図るため、村内において住宅用太陽光発電システムを設置する者に、国の補助制度と合わせた上乗せ補助を行う制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象者 新エネルギー財団の「住宅用太陽光発電導入促進事業」の補助金を受けた個人</li> <li>・補助金額 1kw(10万円)で4kw(40万円)を上限とする</li> </ul>	制度なし
2 清掃事業の取扱い			
( 1 ) ごみの分別及び収集			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>ごみの分別 7種9分別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> <li>・不燃ごみ</li> <li>・資源ごみ(ガラスびん) (空き缶) (ペットボトル)</li> <li>・有害ごみ(使用済み乾電池)</li> <li>・危険ごみ</li> <li>・粗大ごみ</li> <li>・その他のごみ(小動物死体)</li> </ul>	<p>ごみの分別 5種8分別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみ</li> <li>・不燃ごみ</li> <li>・資源ごみ(びん) (かん) (ペットボトル)</li> <li>・有害ごみ(乾電池、蛍光灯)</li> <li>・粗大ごみ(可燃粗大ごみ) (不燃粗大ごみ)</li> </ul>	<p>ごみの分別</p> <p>左記同様</p>	<p>ごみの分別</p> <p>左記同様</p>

議案第 2 1 号参考資料

<p>ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ...ステーション収集 事業系ごみ...許可業者収集・ 自己搬入 粗大ごみ.....自治会による集団 回収</p> <p>・収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 週 1 回 資源ごみ 隔週 1 回 有害ごみ 週 1 回 (不燃ごみと同時) 危険ごみ 隔週 1 回 (資源ごみと同時) 粗大ごみ 「戸別収集」 電話予約(3か月に1回) 「自治会集団回収」 その他のごみ 戸別収集</p> <p>・ごみステーション 実数 4,744カ所</p>	<p>ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ...ステーション収集 事業系ごみ...許可業者収集・ 自己搬入 粗大ごみ.....町による集団回収 自己搬入</p> <p>・収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 4週 1 回 資源ごみ (かん・ペットボトル) 隔週 1 回 (びん) 週 1 回 粗大ごみ 年 1 回 有害ごみ (蛍光管) 年 2 回 (乾電池) 年 1 回</p> <p>・ごみステーション 実数 231カ所</p>	<p>ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ...ステーション収集 事業系ごみ...許可業者収集・ 自己搬入 粗大ごみ.....自己搬入</p> <p>・収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 4週 1 回 資源ごみ (かん・ペットボトル) 隔週 1 回 (びん) 週 1 回 粗大ごみ 随時 有害ごみ (乾電池・蛍光管) 年 1 回 廃タイヤ 年 1 回</p> <p>・ごみステーション 実数 54カ所</p>	<p>ごみ収集 ・収集方式 家庭系ごみ...ステーション収集 事業系ごみ...許可業者収集・ 自己搬入 粗大ごみ.....村による集団回収 自己搬入</p> <p>・収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 4週 1 回 資源ごみ (かん・ペットボトル) 隔週 1 回 (びん) 週 1 回 粗大ごみ 随時 有害ごみ 随時</p> <p>・ごみステーション 実数 100カ所</p>
---	---	---	---

(2) ごみ処理手数料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>粗大ごみ処理手数料 ・自治会単位による集団回収及び 戸別収集は無料 ・自己搬入は、200kg未滿は 無料。 200kg以上はその全量が 10kgにつき150円</p>	<p>粗大ごみ処理手数料 ・拠点回収は1点につき500円 ・自己搬入は1kgにつき15円</p>	<p>粗大ごみ処理手数料 ・拠点回収は廃止 ・左記同様</p>	<p>粗大ごみ処理手数料 ・拠点回収は1点につき500円 ・左記同様</p>

議案第 2 1 号参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>犬、猫等の動物死体処理手数料            ・飼い犬、猫等の死体収集処理              1体 2,030円            ・道路上等の死体収集処理              無料            ・自己搬入処理              1体 1,010円</p>	<p>犬、猫等の動物死体処理手数料            ・制度なし            ・左記同様            ・制度なし</p>	<p>犬、猫等の動物死体処理手数料            ・制度なし            ・左記同様            ・制度なし</p>	<p>犬、猫等の動物死体処理手数料            ・制度なし            ・左記同様            ・制度なし</p>
<p>指定ごみ袋・販売単価            ・ごみ処理手数料を含まない            ・単価            大(45<sup>リットル</sup>) 小売店販売価格            中(30<sup>リットル</sup>) 小売店販売価格            小(20<sup>リットル</sup>) 小売店販売価格</p>	<p>指定ごみ袋・販売単価            ・ごみ処理手数料を含む            ・単価            可燃大(45<sup>リットル</sup>) 50円/枚            可燃中(25<sup>リットル</sup>) 30円/枚            可燃小(11<sup>リットル</sup>) 20円/枚            不燃中(25<sup>リットル</sup>) 30円/枚            資源中(25<sup>リットル</sup>) 30円/枚            ペットボトル専用大(45<sup>リットル</sup>)              50円/枚</p>	<p>指定ごみ袋・販売単価            左記同様</p>	<p>指定ごみ袋・販売単価            左記同様</p>
<p>持ち込みごみ処理手数料            ・住民の自己搬入              200kg未滿は無料。              200kg以上はその全量が有              料(10kgにつき150円)            ・事業所              10kgにつき150円            ・許可業者              10kgにつき150円。              (市民からの依頼の場合、              200kg未滿は無料。              200kg以上はその全量              が有料で10kgにつき              150円)</p>	<p>持ち込みごみ処理手数料            ・住民の自己搬入              1kgにつき15円            ・事業所              1kgにつき15円            ・許可業者              1kgにつき15円</p>	<p>持ち込みごみ処理手数料            ・左記同様            ・左記同様            ・左記同様</p>	<p>持ち込みごみ処理手数料            ・左記同様            ・左記同様            ・左記同様</p>

議案第 2 1 号参考資料

( 3 ) し尿収集			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>収集体制 直営・許可業者 (直営は主に市有施設等、許可業者は家庭)</p>	<p>収集体制 許可業者</p>	<p>収集体制 左記同様</p>	<p>収集体制 左記同様</p>
<p>手数料 ・人員によるもの 月 1 回収集 1 人につき 3 5 5 円 月 2 回以上加算 1 世帯 1 回 4 4 0 円 ・収集量によるもの 3 6 リットルまでごと 3 4 0 円 ・特別加算 1 世帯 1 回につき 4 0 0 円</p>	<p>手数料 条例による規定なし  (参考 許可業者の収集料金) ・収集量によるもの 1 本 ( 3 6 リットル ) × 3 5 0 円</p>	<p>手数料 条例による規定なし  (参考 許可業者の収集料金) ・収集量によるもの 1 本 ( 3 6 リットル ) × 3 5 0 円</p>	<p>手数料 条例による規定なし  (参考 許可業者の収集料金) ・収集量によるもの 1 本 ( 3 6 リットル ) × 3 6 0 円</p>
<p>負担軽減助成金 1 人 1 ヶ月 8 5 円</p>	<p>負担軽減助成金 制度なし</p>	<p>負担軽減助成金 制度なし</p>	<p>負担軽減助成金 制度なし</p>
( 4 ) ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対策			
前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>ごみ処理施設 六供清掃工場関係 ・六供町コミュニティークラブ ( 六供温水プール内 ) 貸与 ・運動広場貸与 ・六供温水プール優待券配付 ( 3 自治会 )  亀泉清掃工場関係 ・ゲートボール場貸与  荻窪清掃工場関係 ・ゲートボール場貸与</p>	<p>ごみ処理施設 ・環境保全対策交付金 堀越 4 区へ 750,000 円 ・地区の納涼祭の際に 350,000 円補助</p>	<p>ごみ処理施設 制度なし</p>	<p>ごみ処理施設 制度なし</p>

議案第 2 1 号参考資料

<p>し尿処理施設 制度なし</p>	<p>し尿処理施設 ・宮城村し尿受入地元協力費 河原浜自治会へ2,000,000円 (宮城村が大胡町にし尿処理協力費として 2,000,000円を負担し 大胡町は河原浜自治会に支出)</p>	<p>し尿処理施設</p>	<p>し尿処理施設 制度なし</p>
<p>3 先進地事例</p>			
<p>つくば市</p>	<p>福山市</p>	<p>呉市</p>	<p>新発田市</p>
<p>原則としてつくば市の制度を適用するものとする。 筑南地方広域行政事務組合が実施しているごみ・し尿の中間処理等については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。 なお、ごみの分別、収集運搬体制については、合併後速やかに調整するものとする。</p>	<p>基本は福山市の制度に統一するものとする。 ただし、分別方法については合併後早い時期に統一するよう努める。粗大ごみについては、当分の間現行のとおりとする。集団回収については、ごみ量を勘案して検討する。</p>	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金も含む)については、当分の間、現行のとおりとする。</p>	<p>清掃業務等については同じ広域事務組合に属していたため、新発田市、豊浦町ともほとんど差異なし。ただし細かな点については新発田市の制度を適用。</p>